

高萩市新婚家庭家賃助成金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、本市への定住を促進し、人口減少を抑制することを目的として、市内の民間賃貸住宅に居住し、住所を有する新婚家庭に対し、予算の範囲内において高萩市新婚家庭家賃助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、高萩市補助金等交付に関する規則（平成19年高萩市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住所を有する新婚家庭 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定による本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、助成金の最初の交付申請日の前日から起算して過去3年以内に婚姻の届出をしている家庭をいう。
- (2) 民間賃貸住宅 建物の所有者との間で賃貸借契約を締結して自己の居住用に供する住宅をいう。ただし、次のものを除く。
 - ア 社宅、官舎、寮等の事業主から貸与を受けた住宅
 - イ 借主（契約者）が会社名義等の本人以外の住宅
 - ウ 市営住宅等の公的賃貸住宅
 - エ 親族が所有し、又は居住する住宅
 - オ その他この助成金の趣旨に合わない住宅

(交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 住所を有する新婚家庭であって、平成26年4月1日以降に新たに市内の民間賃貸住宅の契約を締結し、入居した者であること。
- (2) 夫婦それぞれの年齢が、婚姻届出日現在において、いずれも満50歳以下であること。
- (3) 夫婦ともに住民票の住所が、助成を受けようとする民間賃貸住宅の所在地であること。
- (4) 本市及び従前の居住地において市税等の滞納がないこと。
- (5) 他の公的制度（生活保護等）により家賃補助を受けていないこと。
- (6) この要項に基づく助成を受けたことがない者であること。
- (7) その他市長が必要と認めること。

(助成金額及び助成期間等)

第4条 助成金は、1世帯当たり月額1万円とする。ただし、家賃が1万円未満の場合は、その金額とする。

2 助成を行う期間は、最初の交付申請のあった日の属する月の翌月から36月を限度とする。ただし、助成金の交付を受けている者が前条の要件を満たさなくなったときは、その事由が発生した月以降の期間は、助成期間としないものとする。

3 次条第3項による更新のための交付申請においては、交付申請のあった日の属する月から助成を行うものとする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、高萩市新婚家庭家賃助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 戸籍謄本
- (2) 申請者及び同居者全員の納税証明書
- (3) 賃貸借契約書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号及び第2号の書類は、市長が当該事項について公簿等により確認できる場合は、省略させることができる。

3 交付申請の時期は、初年度を除き、毎年度4月とする。

4 助成金の交付決定を受けた者は、当該決定を受けた後に申請内容に変更が生じたときは、高萩市新婚家庭家賃助成金変更申請書（様式第2号）により、速やかに変更を申請しなければならない。

（交付の決定等）

第6条 市長は、前条第1項の交付申請があったときは、これを審査し、交付の可否を決定し、当該申請者へ高萩市新婚家庭家賃助成金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、前条第4項の変更申請があったときは、これを審査し、変更の可否を決定し、当該申請者へ高萩市新婚家庭家賃助成金変更交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（助成金の請求）

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、当該年度の9月及び3月に高萩市新婚家庭家賃助成金交付請求書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付して市長に請求しなければならない。ただし、助成期間が終了したときは、直ちに請求することができるものとする。

(1) 家賃納入証明書（様式第6号）又は家賃の支払が確認できる書類

(2) その他市長が必要と認める書類
(助成金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により請求があったときは、これを審査し、適当と認めた場合は、速やかに当該月分の助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正行為により助成金を受領した場合には、既に支給された助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年6月16日から施行する。